

# 国立大学法人島根大学と国土交通省中国地方整備局との包括的連携・協力に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と国土交通省中国地方整備局（以下「乙」という。）とは、地域社会の発展に寄与するため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この包括的連携・協力は、甲と乙がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力体制をとることにより、甲にあっては広範囲な教育・研究面の向上及び地域社会への貢献を、乙にあっては、安心・安全で個性豊かな誰もが元気に暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、「安全・安心」、「歴史・文化」、「自然・環境」、「経済の活性化」、「技術開発」の各分野における次の事項に関する活動等について、連携・協力をを行うこととする。

- (1) 事業の円滑な推進に関すること。
- (2) 各種施策の推進に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 地域の産業振興、人材育成に関すること。
- (4) その他両者が連携・協力できること。

## （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

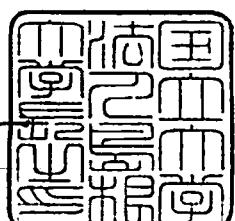
2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々、1通を保有する。

平成18年3月27日

島根県松江市西川津町1060番地  
甲 国立大学法人島根大学

学長 本田 雄一



広島県広島市中区上八丁堀6番30号  
乙 国土交通省 中国地方整備局 局長

やまかわ

